

特定二輪車の二人乗りについて

平成21年9月1日以降は、特定二輪車の二人乗りは、次のようになります。

1. 後部座席がない特定二輪車を運転するときは、二人乗りができません。
2.  「大型自動二輪車及び普通自動二輪車二人乗り通行禁止」の標識が設置されている道路を通行するときは、二人乗りができません。

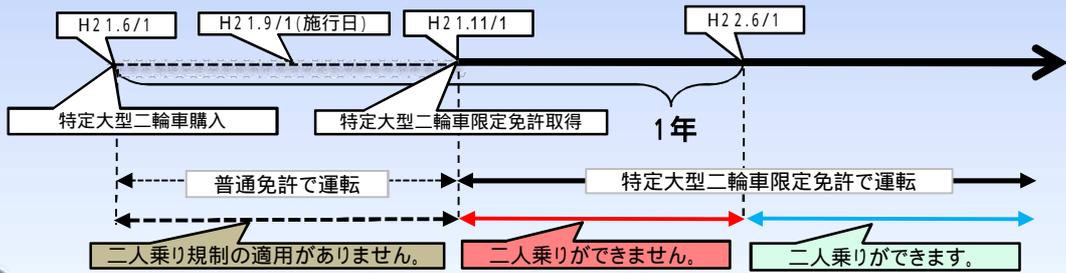
3. 二輪免許(特定二輪車限定免許を含みます。)を受けた後は、特定二輪車の運転従事期間と二輪免許(特定二輪車限定免許を含みます。)を受けている期間の合計が一定の年数に達しない場合は、二人乗りができません。

二輪免許(特定二輪車限定免許を含みます。)を受けるまでの期間は、この規制の適用がありません。

一般道の場合

二輪免許(特定二輪車限定免許を含みます。)を受けてからの期間と特定二輪車の運転従事期間(公安委員会の確認を受ける必要があります。)が通算して1年を経過していない人が特定二輪車を運転するとき。

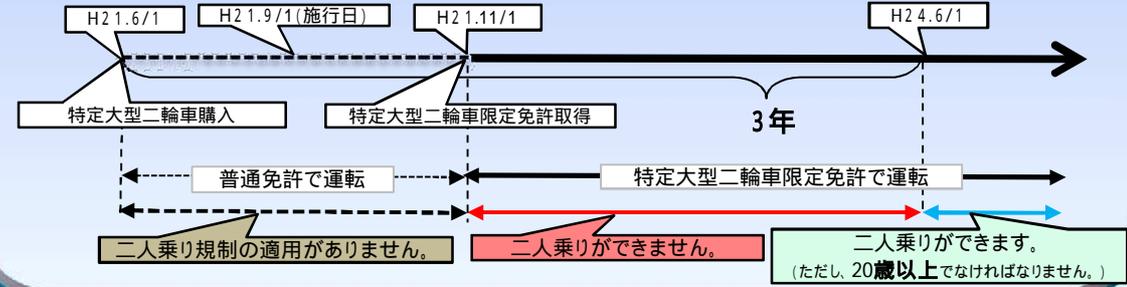
具体例



高速自動車国道又は自動車専用道路の場合

20歳未満の人又は二輪免許(特定二輪車限定免許を含みます。)を受けてからの期間と特定二輪車の運転従事期間(公安委員会の確認を受ける必要があります。)が通算して3年を経過していない人が特定二輪車を高速自動車国道又は自動車専用道路で運転するとき。

具体例



特定二輪車の運転従事期間の確認は、特定二輪車限定免許取得時にお住まいの都道府県警察の運転免許試験場などで行います。
 また、上の例以外にも、特定二輪車の運転従事期間を二人乗りの条件の期間に算入することができる場合があります。
 詳しくは、お住まいの都道府県警察の運転免許試験場などにお問い合わせください。